

呉市長退職金市民評価制度実施有識者会議 【意見要旨】

1 日 時 令和3年11月17日（水）～令和3年11月22日（月）

2 方 式 書面確認

3 委 員（五十音順）

大上 功	大上功公認会計士税理士事務所代表
（副座長）折橋 洋介	広島大学法学部教授
（座 長）辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
日野 真裕美	山下・長井法律事務所弁護士

4 確認内容

- （1）呉市長退職金市民評価制度業績説明資料について
（業績説明資料 個票（基礎資料）添付）
- （2）呉市長の退職手当の支給額について

5 委員意見概要

- （1）呉市長退職金市民評価制度業績説明資料について
 - ・ 業績説明資料1（宣言2）「18 中小企業等事業再構築促進事業の追加支援」において、「国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」の採択を受けた中小企業・小規模事業者の方に対して、追加の支援を実施」と記載されているが、個票の実績欄には、「国の採択件数」が記載されているが、未だ呉市に補助金申請はされていない。
「追加の支援を実施」と記載すると、既に補助金を交付したと受け止る可能性があるため、例えば「追加の支援策を整備」といった表現の方が、より正確に市民に伝わるのではないかと。
 - ・ 業績説明資料2（3）「60 生活にかかる支援」において、「市税・国民健康保険料等の納付猶予、上下水道料金の支払猶予及び分割納付など」と記載されているが、個票に記載が見当たらない。
個票に記載されていないことのみをもって、業績説明資料の内容が誤りということもできないだろうと思う。実際に呉市で実施されていることが確認できれば、修正する必要があるとまでは言えない。
 - ・ 内容は妥当であるが、市民が最も聞きたいことは「成果と課題」である。特に「課題」に対しての何か原因（できれば今後の方向性も含めて）の説明がほしいと思った。

(2) 呉市長の退職手当の支給額について

- ・ 条例規定額から評価対象相当額（条例規定額の30/100）と制度の企画・実施に要した経費を除いた額を支給することとしているので妥当となりますが、次回及びコロナ収束後は、是非とも市民に集合していただき評価の場をつくっていただきたい。

(3) その他意見

- ・ 基礎資料からは、担当課による相当程度の具体的な進捗状況を知ることができる。目標を達成したものだけでなく、検討の上でなお達成されなかったものも、大きな課題として、将来の検討材料として捉え、本資料が市民そして市職員含め、市政の見える化に貢献し、信頼される呉市がより発展することを祈念する。
- ・ 退職金の支給に関する評価にかかわらず、年度ごとに市長（市政）の市民評価についての場を設けることについて、検討していただきたい。

※ なお、この度の業績説明資料等の内容を確認した結果について、座長が各委員の意見を集約し、市長に対し、総合所見が提出されました。

※ 座長からの意見を踏まえて、市長は業績説明資料を次のとおり修正しました。

修正前	修正後
2 ページ 「18 中小企業等事業再構築促進事業の追加支援」 5 ページ 「55 中小企業等事業再構築促進事業の追加支援」 国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」の採択を受けた中小企業・小規模事業者の方に対して、追加の <u>支援を実施</u>	2 ページ 「18 中小企業等事業再構築促進事業の追加支援」 5 ページ 「55 中小企業等事業再構築促進事業の追加支援」 国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」の採択を受けた中小企業・小規模事業者の方に対して、追加の <u>支援策を整備</u>
6 ページ 「60 生活に係る支援」 ・ <u>子育て世帯臨時特例給付金給付事業等</u> ・ <u>市税・国民健康保険料等の納付猶予、上下水道料金の支払猶予及び分割納付など</u>	6 ページ 「60 生活に係る支援」 ・ <u>子育て世帯への応援給付金、ひとり親世帯への応援給付金、新生児応援給付金</u> ・ <u>家事育児支援サービス事業、育児支援サービス事業、産後ケア事業の実施</u>